

社会福祉法人慈友会理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈友会（以下「当法人」という。）の理事長が、当法人の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において報酬とは、当法人における業務を遂行するために出勤した場合の報酬をいうものとする。

(業務の内容)

第3条 この規程において、業務の内容は次の事項に定める業務をいうものとする。

- (1) 決裁業務（社会福祉法人慈友会決裁規程別表第2）
- (2) 日常業務として理事会が定める業務（社会福祉法人慈友会定款細則第2条）

(報酬)

第4条 理事長の報酬は、月額10万円を支給する。

(準用規程)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、理事長報酬の支給方法については、慈友会職員の例による。

附則

この規程は、平成18年12月23日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

社会福祉法人慈友会理事・監事及び評議員の報酬及び
費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人慈友会理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、勤務1日につき5千円とする。ただし、理事長の報酬については別に定める。

(職員である者の特例)

第3条 役員等であつ社会福祉法人慈友会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。
2 費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、慈友会職員の例による。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人慈友会理事・監事に対する費用弁償規程（昭和59年1月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、平成13年9月29日から施行する。
- 4 この規程は、平成18年12月23日から施行する。